青年海外協力隊ルワンダ OV 会
会則

（名称）

第１条　本会は、「**青年海外協力隊ルワンダ OV 会**」と称する。

（目的）

第２条　本会は、主にルワンダ共和国における青年海外協力隊等の JICA 関係ボランティアの活動に参加した者及びその関係者からなる会員の相互交流と、国際協力・国際交流に関係する団体の事業支援を図ることを目的とする。

　加えて、JICA 関係ボランティア経験者として、派遣先での活動、ルワンダ共和国等の文化や状況等を、セミナーやイベント等を通して参加者へ伝え、理解を深めることで、より一層の国際交流及び国際理解を促進することを目的とする。

（活動）

第３条　本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

（１）イベント、交流会、研修会、セミナー等の開催

（２）各種イベント等への参加、出展、協力等

（３）JICA、JOCA 等の国際協力・国際交流に関係する団体の事業支援

（４）その他海外ボランティア活動に関する取り組みと支援

（５）この他、本会の目的に沿った活動

（会員）

第４条　本会の会員は、ルワンダ共和国への青年海外協力隊等の JICA 関係ボランティア活動に参加した者及びその関係者とする。

　また、必要に応じて他派遣国の JICA 関係ボランティア OV 等に協力を仰ぎ、一時的に本会の会員として活動を共にすることを可能とする。

（役員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

会　長	１名
副会長	３名以内
会　計	１名
監　査	１名

（役員の選任）

第６条　各役員は、原則総会において選出する。

２　やむを得ない事由により急遽役員を辞任する者がいる場合、役員の３分の２以上をもって、次の総会まで臨時に、新たな役員を任命することができる。

（役員の任務）

第７条　役員の任務は、次のとおりとする。

（１）会長は、会を代表し会務を総括する。
（２）副会長は、会長を補佐し会の運営に当たる。
（３）副会長は、会長の指示を受け会計庶務以外の事務庶務に当たる。
（４）会計は、会長の指示を受け会計庶務全般を担当する。
（５）監査は、会計を検査する。
（６）会長または副会長が、会計を兼務することを可能とする。
（７）会計を兼務していない会長または副会長が、監査を兼務することを可能とする。

（役員の任期）
第８条　役員の任期は原則２年とする。ただし再任を妨げない。

（会費）
第９条　本会の会費は徴収しない。ただし、イベントやセミナー等の開催等に掛かる経費は、必要に応じてその都度徴収することを可能とする。

（会計）
第 10 条　本会の運営経費は、事業助成金、寄付金その他の収入で賄う。

（総会）
第 11 条　本会は、原則２年に１回通常総会を開催する。また、会員５分の１以上の請求がある場合、その他必要に応じて臨時総会を開催することができる。
２　総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
３　ただし、事情により出席できない者は、必要に応じて委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

（役員会）
第 12 条　会長は、必要に応じて役員又は会員を招集し、会務の執行について決定することができる。

（退会）
第 13 条　会員が第４条に該当しなくなった場合、並びに、本会の名誉を傷つけ又は秩序を乱す行為がある場合、総会の同意によりその会員を退会させることができる。

（委任）
第 14 条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、２０１５年１１月３日から施行する。

（会計年度）

２　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、初年度は設立の日からとする。

（会則の改正）

３　この会則の改正は、原則総会出席者の３分の２以上の議決を要するものとする。ただし、事情により出席できない者は、必要に応じて委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

（事務局）

４　事務局は、会長宅におく。

（運営）

５　設立当初の役員は、次に掲げる者とする。（２０１５年度以降）

会　長	松山　匡延	(H17-3・ルワンダ・理数科教師)
副会長	森田　光一	(H24-3・ルワンダ・プログラムオフィサー)
副会長	野口　武志	(H20-2・ルワンダ・村落開発普及員)
副会長	向井　潔	(H17-3・ルワンダ・上下水道)
会　計	加藤　悦子	(H17-3・ルワンダ・ソーシャルワーカー)
監　査	相川　武士	(H23-1・ルワンダ・理数科教師)

附則

この会則は、２０１７年４月１日から施行する。